

# 役員等規程

社会福祉法人 福岡コロニー

## (目的)

第1条 社会福祉法人福岡コロニー(以下「法人」という)の役員並びに評議員(以下「役員等」という)の選任及び業務執行に伴う費用の弁済等については、定款及び定款施行細則に定めるもののほか、この規程の定めによる。

## (選任)

第2条 役員を選任にあたっては、法人役員等として適当な学識経験者のうち、年齢及び健康状態等を考慮し、概ね次の基準に基づいて選任する。

(1) 理事は、概ね次の各分野からそれぞれ若干名を選任するものとし、そのうち社会福祉関係者については理事定数の2分の1以上、うち2名は常勤とする。

社会福祉(医療、教育含む)、政治、経済、労働、地域社会

(2) 常勤の理事は、定款の定める事業又は施設の長もしくはその統括責任者の中から選任するものとし、年齢はそれぞれ次の通りとする。

常務理事 70歳まで

理事(施設長を含む) 65歳まで

(3) 監事は、弁護士、公認会計士もしくは社会福祉事業について相当の学識経験を有するものの中から選任する。

(4) 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から選任する。

## (費用の弁済)

第3条 役員等に対する報酬は、非常勤役員の業務執行に伴う費用については原則として実費を弁済するものとし、業務内容に応じ定額の謝金を支払うことができるものとする。

2 費用弁済及び謝金については、概ね次の基準による。

(1) 会議出席 交通費(一律 2,000 円) + 10,000 円

(2) 業務執行 交通費(一律 2,000 円) + 20,000 円

(3) 出張 法人旅費規程による

尚、(1)、(2)の謝金に関しては、所得税源泉徴収後の金額とする。

3 前2項は常勤理事には適用しない。

## 附 則

第4条 この規程は、理事会の議を経なければ改廃できない。

第5条 この規程は、昭和61年1月11日から実施する。

昭和62年 4月 1日一部改訂

平成10年 4月 1日一部改訂

平成12年 4月 1日一部改訂

平成14年 4月 1日一部改訂

平成18年 4月 1日一部改訂

平成27年12月 1日一部改訂